

四條畷市障がい者活躍推進計画

令和 6 (2024) 年4月



機関名	四條畷市
任命権者	四條畷市長、四條畷市教育委員会、四條畷市議会議長 四條畷市農業委員会、四條畷市代表監査委員 四條畷市選挙管理委員会、四條畷市公平委員会 四條畷市固定資産評価審査委員会
計画期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
四條畷市における障がい者雇用に関する課題	令和5年4月に法定雇用率が3.0%（令和8年3月までの経過措置：令和5年2.6% 令和6年2.8%）に引き上げられたことに伴い、障がいのある職員が、より職場に定着して働き続けることができるよう、職員の障がい者に関する理解促進・啓発が必要であると考えます。
目標	
① 採用に関する目標	各年度の障がい者の法定雇用率以上の達成をめざす。 【実雇用率】 現状 3.26%（令和5年6月1日時点 市長部局） 1.20%（令和5年6月1日時点 教育委員会） ※市長部局と教育委員会は、平成16年3月8日に地方公共団体の特例認定を受けています。2つの事業所を合算した場合の実雇用率は2.85%。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。

<p>② 定着に関する目標</p>	<p>職場環境を起因とする不本意な離職者を極力生じさせないことをめざす。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
<p>取組内容</p>	
<p>① 障がい者の活躍を推進する体制整備</p>	<p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務部長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として人事担当者を選任する。 <p>【人材面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、大阪労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職員の障がいに関する理解促進・啓発のための研修を実施する。 <p>【参考】令和5年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月 全職員を対象に聴覚障がい者への対応に関する接遇研修を実施
<p>② 職務の選定・創出・マッチング</p>	<p>組織内アンケート等により、職務の選定（既存業務の切り出し等）及び創出について検討する。</p>

<p>③ 障がい者の活躍</p> <p>を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>【職務環境】</p> <p>○定期的な面談（人事評価面談等）により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、所属職員等の過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>【募集・採用】</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援がうけられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>【働き方】</p> <p>○本人の希望に応じ、テレワークが活用できる所属においては、テレワーク勤務が活用できることを周知し、活用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇等、各種休暇の利用を促進する。</p>
---	---

	<p>【キャリア形成】</p> <p>○本人の希望を踏まえ、職務の範囲を拡大する。</p> <p>（評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。</p> <p>【その他の人事管理】</p> <p>○必要に応じて産業医からの助言・指導を受け、就業上の配慮を行う。</p>
④ 優先調達等	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の規定により策定した「四條畷市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>